

(第一類 第八号)(附屬の二)

第四十三回国会 農林水産委員会沿岸漁業等振興法案外二件審査小委員会會議録 第一号

(五六四)

本小委員会は昭和三十八年六月五日(水曜日)委員会において設置することに決した。

六月五日
本小委員会は委員会において、次の通り選任された。

安倍晋太郎君 飯谷 忠男君
川村善八郎君 倉成 正君
田口長治郎君 片島 港君
角屋堅次郎君 安井 吉典君
稲富 稜人君

同日
田口長治郎君が委員会において、小委員長に選任された。

昭和三十八年六月十二日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席小委員

小委員長 田口長治郎君

安倍晋太郎君 飯谷 忠男君

川村善八郎君 倉成 正君

片島 港君 角屋堅次郎君

安井 吉典君 玉置 一徳君

出席國務大臣

農 林 大 臣 重政 誠之君

出席政府委員

農林政務次官 津島 文治君

水産庁長官 庄野五一郎君

小委員外の出席者

農林事務官

(水産庁漁政部 和田 正明君

長)

専 門 員 松任谷健太郎君

六月十二日

小委員稲富稜人君同日小委員辭任につき、その補欠として、玉置一徳君

が委員長の名で小委員に選任された。

本日の會議に付した案件

沿岸漁業等振興法案(内閣提出第三七号)

漁業基本法案(角屋堅次郎君外三十名提出、衆法第六号)

沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外三十名提出、衆法第七号)

○田口小委員長 これより農林水産委員会沿岸漁業等振興法案外二件審査小委員会を開会いたします。

内閣提出、沿岸漁業等振興法案並びに角屋堅次郎君外三十名提出、漁業基本法案、沿岸漁業振興法案、以上三案を一括して議題といたします。

沿岸漁業等振興法案外二件審査小委員会は、去る六月の五日設置せられて以来、六月七日、十日及び十一日の三日間にわたり、熱心なる協議懇談を重ねた結果、内閣提出にかかる沿岸漁業等振興法案については、各委員とも補充修正を行なうべきであるとの意見が開陳されたのであります。その後さらに具体的な修正点についてそれぞれ調整整理いたしました結果、日本社会

党議員提出にかかる漁業基本法案及び沿岸漁業振興法案の内容の趣旨をしんじやくして、次のとおり修正すべきであるとの結論に到達いたしました次第であります。

以下、沿岸漁業等振興法案に対する修正点の概要について申し上げます。まず第一点は、第三条、国の施策に関する事項であります。

修正案は、沿岸漁業及び中小漁業の近代化と合理化に必要の施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせてこれら漁業の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるとを旨として、八項目にわたる施策を掲げて国の基本的施策の方向づけを行なうのであると規定すべきであるとするものであります。

その第一は、他産業による漁業被害の防止対策として、「漁場の効用の低下及び漁場喪失の防止」を加えることとあります。

その第二は、水産物の輸出の振興をはかるとともに、輸入についても必要最小限度ではあります。この調整を行ない、沿岸漁業及び中小漁業経営の安定をはかるとを明定いたさんとすることとあります。

その第三は、漁業経営の中に占める漁業資材のウェイトの重要性にかんがみ、これが生産及び流通の合理化をはじめ、価格の安定をはかるとを明確にいたさんとすることとあります。

その他、災害対策として再生産の確保をはかる旨を明らかにせんとすることとあります。以上の点について、それぞれ具体的に追加規定することとしたため、国の施策としては全部で十一項目となり、原案よりさらに三項目追加されることとなる次第でございます。

第二点は、国会に対する報告書の提出に関する事項として、沿岸漁業等について講じた施策に関する年次報告と同様、漁業の動向についても報告書を提出することを政府に義務づけ、統計の不備等現段階においては多少の困難はあるにしても、世界の漁業の中における日本漁業の位置づけはもとより、日本漁業の中にあつても各種漁業の位置づけ等をするに際し、広い視野に立つて日本漁業の円満な発展をはかるといたしたことであります。

第三点は、沿岸漁業構造改善事業に対する国の責任を明確にせんとすることとあります。国の基本的施策にかかわる重点施策として沿岸漁業については構造改善事業を掲げているわけであり、この場合農業基本法と異なり、国の施策として構造改善について定義づけを行なっていない点等もあつて、ややもすると本事業に対する国の責任が消極的に感ぜられるきらいがあります。

第四点は、第三点と同様、中小漁業の振興に関する重点施策についての規定を改めようとするものであります。現在、中小漁業が有する不安定要因を除去し、これが振興をはかるための基

本委員会の結論として委員会に報告いたしました存じますが、御異議ございませんか。

おはかりいたします。

ただいま申し述べました諸点を小委員会の結論として委員会に報告いたしました存じますが、御異議ございませんか。

おはかりいたします。

ただいま申し述べました諸点を小委員会の結論として委員会に報告いたしました存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田口小委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さように決しました。

これにて散会いたします。

午前十一時二十七分散会